



市 章

大津市公報

平 成 30 年 10 月 1 日
号 外 (第 57 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

71	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則.....	1
72	大津市契約規則の一部を改正する規則.....	1
73	大津市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則.....	1
74	大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則.....	2
75	大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....	11
76	大津市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則.....	17
77	大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則.....	17

規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。
平成30年10月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第71号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。
別表第3項の表不育症治療費助成金の項の次に次のように加える。

がん患者のアピランスクエア支援事業助成金	抗がん剤等によるがんの治療の副作用に伴う外見上の変化を補うために補整用具を購入したがん患者に対し、その購入に要した費用を助成することにより、その心理的及び経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ること。
----------------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。
平成30年10月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第72号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第44号」を「第45号」に改め、第44号を第45号とし、第43号を第44号とし、第42号を第43号とし、第41号の次に次の1号を加える。

(42) 包括的支援事業等（地域包括支援センターを設置して行うものに限る。）の実施に関する業務

第21条の3第2項に次の1号を加える。

前条第42号に規定する業務

第21条の3第3項中「前条第42号から第44号まで」を「前条第43号から第45号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年10月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第73号

大津市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

大津市生活困窮者自立支援法施行細則(平成27年規則第64号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

第12条中「第10条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第15条中「第10条第3項」を「第16条第3項」に改める。

様式第1号中「第15条第1項」を「第21条第1項」に改める。

様式第13号中「第15条第1項」を「第21条第1項」に、「第16条第1項」を「第22条第1項」に改める。

様式第16号中「第4条第1項第2号」を「第4条第1項第2号八」に、「第15条第1項」を「第21条第1項」に、「第16条第1項」を「第22条第1項」に改める。

様式第18号中「第10条第1項」を「第16条第1項」に、「第10条第3項」を「第16条第3項」に、「第5条第1項」を「第4条第1項」に改める。

様式第19号及び様式第20号中「第10条第1項」を「第16条第1項」に改める。

様式第24号中「第10条第3項」を「第16条第3項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市生活困窮者自立支援法施行細則の様式により調製された用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年10月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第74号

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大津市生活保護法施行細則(平成21年規則第51号)の一部を次のように改正する。

第22条を第25条とする。

第21条中「による申出」を「により保護金品又は就労自立給付金を法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出」に、「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書(様式第29号)により」を「様式第31号による申出書を福祉事務所に提出して」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第23条とする。

- 2 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護金品又は就労自立給付金を法第78条第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出は、様式第32号による申出書を福祉事務所に提出して行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(身分証明書の提示)

第24条 法第77条の2第1項又は第78条第1項の徴収金の徴収に従事する職員は、当該徴収金の徴収に関する調査のため質問又は検査を行うときは様式第33号による証票を、当該徴収金の滞納者に係る搜索又は財産差押を行うときは様式第34号による証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。第20条の次に次の2条を加える。

(進学準備給付金申請書)

第21条 施行規則第18条の9第1項の申請書は、進学準備給付金申請書(様式第29号)によるものとする。

(進学準備給付金に係る決定通知書)

第22条 福祉事務所長は、進学準備給付金を支給し、又は支給しないことを決定したときは、進学準備給付金支給(不支給)決定通知書(様式第30号)により通知するものとする。

様式第11号中「大津市長」を「大津市福祉事務所長」に改める。

様式第18号中

概算見積額(初検時又は4か月目以降)					
1月目	円	2月目	円	3月目	円

を

」

概算見積額（初検時又は7か月目以降）					
1月目	円	2月目	円	3月目	円
4月目	円	5月目	円	6月目	円

に、「あて先」を「宛先」に、

医 師 同 意	同意年月日	年 月 日	記 載 者 1 医師 2 施術者
	指定医療機関名		
	所在地		
	医師氏名		

を

医 師 同 意	同意年月日	年 月 日
	指定医療機関名	
	所在地	
	医師氏名	
	注意事項等	(施術に当たって注意すべき事項等があれば記載してください。)(任意)

に、

同様式記載注意第2項中「3か月」を「6か月」に、同記載注意第3項中「3か月」を「6か月」に、「4か月」を「7か月」に改め、同記載注意中第4項を削り、第5項を第4項とする。

様式第22号中

金属副子等加算(大・中・小)	円
施術情報提供料	円

を

金属副子等加算	円	施術情報 提供料
回数		
柔道整復運動後療料	円	円
回数		

に、

摘 要

を

摘 要				
金属副子等加算日	1回目	2回目	3回目	
	日	日	日	日
柔道整復運動後療料加算日				
	日	日	日	日

に改める。

様式第23号中

往療料 2 kmまで 加算(k m)	円 × 回 = 円 円 × 回 = 円
-------------------------	------------------------

を

往療料 4 kmまで	円 × 回 = 円
4 km超	円 × 回 = 円
施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)	円 × 回 = 円

に、

合計金額 (+ + + +)		
社保負担 (健・共)	有・無	割
本人支払額		円
差引請求 (支払) 金額 (- -)		

を

合計金額 (+ + + + +)		
社保負担 (健・共)	有・無	割
本人支払額		円
差引請求 (支払) 金額 (- -)		

に改める。

様式第24号中

往療料 2 kmまで 加算(k m)	円 × 回 = 円 円 × 回 = 円
-------------------------	------------------------

を

往療料 4 kmまで	円 × 回 = 円
4 km超	円 × 回 = 円
施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)	円 × 回 = 円

に、

合計金額(+ +)
社保負担(健・共) 有・無 割
本人支払額
差引請求(支払)金額 (- -)

合計金額(+ + +)
社保負担(健・共) 有・無 割
本人支払額 円
差引請求(支払)金額 (- -)

を

に改める。

様式第26号中「大 津 市 長」を「大津市福祉事務所長」に改める。

様式第27号中

氏 名	性別
	男・女
	男・女
	男・女
	男・女
	男・女

を

氏 名

に改める。

様式第29号中「(第21条関係)」を「(第23条関係)」に、「生活保護法第78条の2の規定による保護金品の申出書

等を徴収金の納入に充てる旨 (生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨)の申出書

(生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合)

私は、この申出に基づき、 年 月分以後の月分
 年 月から 年 月まで
 年 月から 年 月まで
 年 月から 年 月まで
 年 月から 年 月まで
 年 月から 年 月まで
 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護
 に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

の保護金品等から

円
円
円
円
円

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より毎月 円
 を を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条第1項の
 規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

法第78条の規定に

に改め、同様式を様式第32号とする。

様式第28号の次に次の3様式を加える。

様式第29号 (第21条関係)

年 月 日

進学準備給付金申請書

(宛先) 大津市福祉事務所長

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者)
氏名

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 _____

2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 月 日

3 進学先
学校名 _____

4 進学後の居住先 (該当する にチェックを入れてください。)
大学等進学前の住宅と同じ
転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)
居住 (予定) 地 _____

5 関係書類
入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
・ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
その他支給決定に当たり必要な書類
上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に をしてください。)

支 店 名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く。)

記 号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預 金 種 類 普通預金 当座預金
(該当する にチェックを入れてください。)

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)
口座名義人 _____

上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第30号(第22条関係)

第 号
年 月 日

(住所)

(氏名) 様

大津市福祉事務所長 印

進学準備給付金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給の可否
支給
不支給
- 2 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
支給額 円
支給日 年 月 日
- 3 不支給の場合、その理由
- 4 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 前項の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として(訴訟において市を代表する者は大津市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式第31号(第23条関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び就労自立給付金をいう。)より、毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

年 月 日

住所

氏名

(宛先)

大津市福祉事務所長

様式第32号の次に次の2様式を加える。

様式第33号 (第24条関係)

(表)		
	写 真	第 号
生活保護法の規定に基づく徴収職員証		
所属		
氏名		
年 月 日交付		
大津市福祉事務所長		印

(裏)
1 この証票は、生活保護法の徴収金の徴収に関する調査のため質問し、又は検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 身分を失ったときは、直ちに返却しなければならない。

様式第34号 (第24条関係)

(表)	
	第 号
写 真	
生活保護法の規定に基づく徴収金滞納者財産差押証票	
所属	
氏名	
年 月 日交付	
大津市福祉事務所長	
印	

(裏)
<p>1 この証票は、生活保護法の徴収金に係る捜索又は財産差押を行う場合には、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 身分を失ったときは、直ちに返却しなければならない。</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市生活保護法施行細則の様式により調製された用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年10月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第75号

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成21年規則第52号)の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(身分証明書の提示)

第16条 例による保護法第77条の2第1項又は第78条第1項の徴収金の徴収に従事する職員は、当該徴収金の徴収に関する調査のため質問又は検査を行うときは様式第12号による証票を、当該徴収金の滞納者に係る搜索又は財産差押を行うときは様式第13号による証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(徴収金の納入に充てる旨の申出)

第17条 例による保護法第78条の2第1項の規定により支援給付金品を例による保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出は、様式第14号による申出書を福祉事務所に提出して行うものとする。

2 例による保護法第78条の2第1項の規定により支援給付金品を例による保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出は、様式第15号による申出書を福祉事務所に提出して行うものとする。

様式第4号中「大津市長」を「大津市福祉事務所長」に改める。

様式第7号中	金属副子等加算(大・中・小)	円	を	金属副子等加算	円	に、	施術情報提供料	円
	施術情報提供料	円		柔道整復運動後療料	円		円	

「	摘要	」	を
---	----	---	---

「	摘要	」	に改める。
金属副子等加算日	1回目	2回目	3回目
	日	日	日
柔道整復運動後療料加算日	日	日	日

様式第8号中	往療料 2kmまで	円 × 回 =	円	を
	加算(km)	円 × 回 =	円	

往療料 4 k m まで	円 × 回 = 円
4 k m 超	円 × 回 = 円
施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)	円 × 回 = 円

に、

合計金額 (+ + + +)	
社保負担 (健・共)	有・無 割
本人支払額	円
差引請求 (支払) 金額 (- -)	

を

合計金額 (+ + + + +)	
社保負担 (健・共)	有・無 割
本人支払額	円
差引請求 (支払) 金額 (- -)	

に改める。

様式第 9 号中

往療料 2 k m まで	円 × 回 = 円
加算 (k m)	円 × 回 = 円

を

往療料 4 k m まで	円 × 回 = 円
4 k m 超	円 × 回 = 円
施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)	円 × 回 = 円

に、

合計金額 (+ +)
社保負担 (健・共) 有・無 割
本人支払額 円
差引請求 (支払) 金額 (- -)

を

合計金額 (+ + +)
社保負担 (健・共) 有・無 割
本人支払額 円
差引請求 (支払) 金額 (- -)

に改める。

様式第 11 号中「大 津 市 長」を「大津市福祉事務所長」に改める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永
偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項に
様式第 12 号中「 (第 16 条関係) 」を「 (第 17 条関係) 」に、
保護法第 78 条の 2 の規定による支援給付金品を

住帰国した中国残留邦人等及び特定配
おいてその例によるものとされた生活
徴収金の納入に充てる旨の申出書

を
」

「 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残
定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第 4 項においてその例
れた生活保護法第78条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の
の申出書
(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残
定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第 4 項においてその例
れた生活保護法第78条第 1 項の規定に基づく徴収金の場合)

留邦人等及び特
によるものとさ
納入に充てる旨

に、「金銭給付されるものに限る」を「支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう」に、

留邦人等及び特
によるものとさ
」

「 私は、この申出に基づき、 年
年 月から 年
年 月から 年
年 月から 年
年 月から 年
年 月から 年
年 月 日付け費用徴収決
によるものとされた生活保護法第78条の
ます。

「第78条に基づく徴収金の」を「第78条第 1 項に基づく徴収金の」に、

月分以後の月分の支援給付金品から 「

月まで 円
月まで 円
月まで 円
月まで 円
月まで 円 を

を

私は、本申出に基づき、 年 月分からの支
円を 年 月 日付け費用徴収決
条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第
徴収金の支払に充てるものとします。

定通知による法第14条第 4 項においてその例
規定に基づく徴収金の支払に充てるものとし
」

援給付金品より毎月
定通知による法第14
78条第 1 項に基づく に改め、同様式を様式第15号とする。

」

様式第11号の次に次の 3 様式を加える。

様式第12号 (第16条関係)

(表)

	写 真	第 号
--	-----	-----

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例
によるものとされる生活保護法の規定に基づく徴収職員証

所属

氏名

年 月 日交付

大津市福祉事務所長

印

(裏)

- 1 この証票は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法の徴収金の徴収に関する調査のため質問し、又は検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 身分を失ったときは、直ちに返却しなければならない。

様式第14号 (第17条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの支援給付金品 (支援給付費 (金銭給付されるものに限る。) をいう。以下同じ。) より、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定に基づき、毎月 円を 年 月 日付け費用決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

年 月 日

住所

氏名

(宛先)

大津市福祉事務所長

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の様式により調製された用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年10月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第76号

大津市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大津市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則(平成18年規則第25号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「定款・寄附行為等及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書」に、「当該申請に係る居宅介護サービス計画費又は介護予防サービス計画費の請求に関する事項」を「介護支援専門員の氏名及びその登録

「

10	役員の氏名、生年月日及び住所
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号

」を

「

10	役員の氏名、生年月日及び住所(新たに役員となった者がいる場合に限る。)
----	-------------------------------------

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則様式第2号の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年10月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第77号

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則(平成18年規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「定款・寄附行為等及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書」に、「役員の氏名及び住所」を「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」に、「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」を「役員の氏名、生年月日及び住所(新たに役員となった者がいる場合に限る。)」に改める。

様式第4号の2中「定款・寄附行為等及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書」に、「地域密着型介護サービス費の請求に関する事項」を「本体施設、本体施設との移動経路等」に、「役員の氏名及び住所」を「併設施設の状況等」に、「本体施設、本体施設との移動経路等」を「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」に、

「

15	併設施設の状況等
16	介護支援専門員の氏名及び計画作成担当者の氏名等

」を

「

15	役員の氏名、生年月日及び住所(新たに役員となった者がいる場合に限る。)
----	-------------------------------------

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則様式第 4 号又は様式第 4 号の 2 の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。